

様式第2号（第3条関係）

平成26年8月13日

議員 久松倫生様  
(市議会議長経由)

松阪市長 山中光茂  
(担当部局 環境生活部)



### 文書質問に対する回答書

平成26年第2号の文書質問について、松阪市議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 1 質問件名

「松阪市人権施策基本方針第二次改定」(1) 同和問題における問題点について

##### 2 回答内容

別紙のとおり

## 【質問】

2007年、2012年の意識調査は、部落解放研究所へ丸投げされてきたもので、客観的な資料として信頼に足るものかどうか、また、それに基づく分析が恣意的ではないか。

## 【回答】

(環境生活部 人権・男女共同参画推進課)

人権についての市民意識調査につきましては、2007（平成19）年は三重大学関連特定非営利活動法人地域開発研究機構に委託し、2012（平成24）年は、(社)部落解放・人権研究所に委託をいたしました。

人権問題についての市民意識調査の分析については、障がい者、高齢者、子ども、女性、外国人及び同和問題など人権課題は多岐にわたるとともに、調査分析及び人権問題に対する専門的な知識、技術や実績が必要となります。

(社)部落解放・人権研究所においては、「人権」「啓発」「調査・研究」「教育・地域」「歴史・文化・理論」の5部門で25の研究部会活動を行うとともに、さまざまな人権課題の調査研究も行っております。

また、人権啓発に対する効果検証や自治体が実施した人権意識調査の分析に基づいた監修業務も行っており、さまざまな人権問題における監修スタッフも在籍し、幅広い専門知識があり、分析技術にも優れていることから、業務委託を行いました。

意識調査報告書に示していますように各設問における単純集計表に基づき、前回実施した調査結果の比較や全体的なまとめの部分においても、同和問題に限らず、障がい者、高齢者、子ども、女性などの個別の人権課題や人権全般についても多様な人権の視点から分析が行われています。

## 【質問】

基本方針の同和問題の現状と課題において、「特別事業が終了した今日」という記述で、松阪市としては今日終了しているというのであれば、いつ終了したという認識なのか。

## 【回答】

(環境生活部 人権・男女共同参画推進課)

松阪市における同和対策事業につきましては、「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、特別対策として、33年間にわたり、生活環境の改善や個人対象の施策を実施してきました。

そして、2002（平成14）年3月末で特別措置法の失効に伴い、特別対策としての同和対策事業は終了いたしました。

## 【質問】

基本方針の同和問題の現状と課題において、「特別事業が継続しているかのような受け止め方をする市民が多くみられる」という部分についてです。市民に誤解を与えるような「同和事業」の在り方が問題だったのか、無理解な市民が悪いというのか、どっちなのかという問題です。いまだに同和事業があると思っている方や、「同和」というと何かできるような思い違いをしている方もあるのは事実ですが、その原因はしっかりと見極めなくてはなりません。書かれた表現だと、市民の無理解が強調され、啓発の対象とだけされているような感じをもちますが、市としてのとらえ方はどうでしょうか。

## 【回答】

(環境生活部 人権・男女共同参画推進課)

市民意識調査の自由記述において、509件の自由意見が寄せられた中で、特別対策としての同和対策事業は終了後、12年を経過しているにもかかわらず、差別解消論的意見が41件、同和地区優遇、逆差別的意見が60件、人権施策の推進的意見が86件寄せられました。

2000（平成12）年の意識調査と比較しますと差別解消論的意見、同和地区優遇、逆差別的意見は大幅に減少していますが、ご指摘のように未だに同和対策事業が行われていると思っている方や事業に対する否定的な意見、偏見がある一方、人権施策の充実、啓発の推進など人権教育・啓発の推進的意見も多く見受けられます。

このようなことから、同和問題に限らず、さまざまな人権課題における意見に対して検証を行い、啓発手法を工夫する中で効果的な人権教育・啓発に努めていきたいと考えています。

## 【質問】

同和問題の基本方針①の部分で「わが国特有の社会問題である同和問題の歴史的な背景や現代の社会システムから生み出される社会的矛盾を知り」という文言がなくなり、「差別の現実を踏まえるなかで」という文言が入りました。第一次から消えた部分の同和問題の記述が、差別の現実の一言になってしまふと歴史的経過などが、消されてしまうのではないか、差別が解消されてきた過程を無視する意図があるのではないかと思いますが如何でしょうか。

## 【回答】

(環境生活部 人権・男女共同参画推進課)

人権施策基本方針（第二次改定）につきましては、これまでの基本方針策定後5年間の取り組みの成果や市民意識調査結果、行動計画の事業評価・検証を踏まえた中で改定を行いました。

市民意識調査結果における同和問題につきましては、同和問題へのかかわりを避ける意識（地縁忌避意識など）や身元調査、結婚差別など未だに差別意識が残っている現実であります。若い年代においては差別、忌避意識は低く、差別に対して積極的に対応する傾向が見受けられます。

このようなことから、基本方針につきましては、市民意識調査の結果を踏まえ、各課題の目指すべき方向性を記述しております。ご質問の歴史的経過や差別が解消されてきた過程を無視する意図はありません。

これからも、同和問題の固有の経緯や取組みの課題を踏まえ、同和問題に対する正しい理解を深め、差別意識を解消するための教育・啓発を推進していきたいと考えています。

## 【質問】

同和問題の基本方針③の部分で隣保館の位置づけが述べられ、広域隣保館事業の充実が述べられています。広域隣保館事業は、現在どんな事業となっていますか。また、さらに「充実」とは、この事業を拡大し、特定の個人や団体の仕事づくりにつながることはありませんか。

## 【回答】

(福祉部 福祉ささえい課)

広域隣保活動事業は、「広域隣保活動実施要領」に基づき、隣保館が設置されていない地域（若葉町）において、地域住民の生活の改善及び向上を図るとともに、地域住民の人権問題に対する理解を深めるため、平成14年度から実施しています。

現在実施している事業は、自立支援に関する事業として、相談員による地域住民の生活上の相談活動や関係行政機関への繋ぎ、また、人権問題に対する意識の高揚を図るための啓発活動として、人権講演会や学習会の開催、及び「鎌田中学校区人権・同和教育推進協議会」と連携した人権啓発活動を実施しています。その他、地域交流事業として保育園児と地域の高齢者との交流事業を実施しています。

このように広域隣保活動事業は、①自立支援に関する事業②人権問題の啓発事業③地域交流事業を柱に毎年度継続し実施してきていることから、当事業が地域に定着しており、ひいては地域住民の生活の向上や人権問題に対する意識の高揚に繋がっているものと思われます。

「広域隣保活動事業の充実に向けた取り組み」ですが、今後も引き続き事業を実施するにあたっては、地域住民の意見を聴きながら参加しやすい事業内容に工夫していく必要があり、地元自治会と調整を図りながら進めてまいりたいと考えています。

隣保館が設置されていない地域で隣保館同様の目的を持ち、隣保館に準じる形で事業を実施しており、これには地域の理解と協力が欠かせません。今後も地域とともに進めるもので、特定の個人や団体の仕事づくりにつながるものであってはならないと考えております。

なお、相談員につきましては、地域住民からの相談に応じることで、住民の生活向上に寄与するもので、選任にあたっては、「松阪市広域隣保活動相談員設置規則」（平成17年1月1日規則第88号）により、「社会的信望があり、職務上必要な職権と人権及び同和問題に対する熱意を有する者」を条件として、広域隣保活動事業対象地域の若葉町自治会からの推薦により毎年委嘱しているところです。